

若し、「二段階投票」で選挙が行われてたら。仮事例B：普選2回

「破廉恥(?)女」市長の再選を阻止する為に必要だった方法と要件を例示。

現職市長(今回当選)以外の候補者に投票の分が「第二段階」にて「反・現職市長」に集まる場合。

群馬県前橋市長選挙

第一段階執行：2026年(令和8年)1月12日(月・祝)

第一段階：普通選挙

有効投票率 . 4732

有効投票数 126,344.999 / 有権者数 270,839

海老根 篤	495
店橋世津子	8,150
小川晶	62,893.536
丸山彬	52,706.463
高橋聰哉	2,100

第二段階：普通選挙(第一段階の上位2候補に投する決選投票)

有効投票率 . 4644

有効投票数 125,789 / 有権者数 270,839



◎裏面に【注】

【注】

① 普通選挙の開票結果・得票数に於ける小数点以下の数字は、公職選挙法に基づく「^{あん}按分票」。同一選挙区に同一の氏名、氏（姓）または名の公職の候補者が2人以上居る場合には其の氏名・氏または名のみを記載した投票を有効とし、各候補者の得票数の割合に応じて配分する結果、得票数に小数点以下の端数が付く（但し第4位以下は切り捨て）^{こと}事が起こり得る。尚、本書面では、実際に行われた当該選挙（「第一段階」）の結果に因り生じた小数点以下の端数については、「第一段階」に於ける最多得票者に限り四捨五入で「第二段階（=架空）」に於ける得票数に反映させている。

〈参照ホームページ〉 ①東京都練馬区「よくある質問と回答」▲他にも『ウイキペディア・フリー百科事典』経由で参照の文献在り